

報 告 第 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

写

専決第1号

処 分 書

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第6号）について

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月13日

新居浜市長 古川拓哉

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,528,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		10,831,301	990,969	11,822,270
	2. 国庫補助金	3,013,665	990,969	4,004,634
歳入合計		55,537,470	990,969	56,528,439

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		23,415,405	355,839	23,771,244
	2. 児童福祉費	10,262,099	355,839	10,617,938
7. 商工費		1,497,145	635,130	2,132,275
	1. 商工費	1,497,145	635,130	2,132,275
歳出合計		55,537,470	990,969	56,528,439

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	355,839
7 商工費	1 商工費	地域商品券事業費	635,130

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月14日

新居浜市長 古川 拓哉

1 損害賠償の額 14万7,900円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和7年10月17日午前10時頃、市道労災病院東筋線 (省 略)

において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方フェンスに接触し、損傷させた。

報 告 第 3 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

写

専決第3号

処 分 書

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,575,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		4,147,569	44,759	4,192,328
	3. 委託金	371,006	44,759	415,765
19. 繰入金		1,261,178	2,714	1,263,892
	1. 基金繰入金	1,261,178	2,714	1,263,892
歳入合計		56,528,439	47,473	56,575,912

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

火災予防啓発活動の講習中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月26日

新居浜市長 古川 拓哉

1 損害賠償の額 18万8,100円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和7年12月3日午前9時30分頃、 (省 略)

において、火災予防啓発活動の講習のため相手方のプロジェクター
を使用していた際、一時的に投射光を遮断したところ、投射光の熱によりレンズが溶
融し、当該プロジェクターを破損させた。

議案第1号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

認定する路線

路線番号	路線名	起終点	経過地
1173	宇高町三丁目8番2号線	宇高町三丁目1270番1地先から宇高町三丁目1270番4地先まで	市道宇高町三丁目8番1号線から東へ宇高町三丁目1270番4地先まで
1174	新須賀町一丁目2番1号線	新須賀町一丁目甲167番1地先から新須賀町一丁目甲167番8地先まで	市道繁本新須賀線から北へ新須賀町一丁目甲167番8地先まで
1175	高田一丁目7番1号線	高田一丁目743番2地先から高田一丁目742番1地先まで	市道宇高田の上線から南へ市道宇高高田線まで
1176	庄内町二丁目2番1号線	庄内町二丁目1017番1地先から庄内町二丁目1022番6地先まで	市道河内庄内線から北へ庄内町二丁目1022番6地先まで
1177	種子川町1番1号線	種子川町甲1番2地先から種子川町2954番2地先まで	市道角野船木支線から北へ種子川町2954番2地先まで
1178	田の上一丁目4番1号線	田の上一丁目甲1090番2地先から田の上一丁目甲1090番3地先まで	主要地方道壬生川新居浜野田線から北へ田の上一丁目甲1090番3地先まで
1179	松木町4番1号線	松木町甲5230番1地先から松木町甲5225番3地先まで	主要地方道新居浜角野線から西へ松木町甲5225番3地先まで

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定するため、

本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

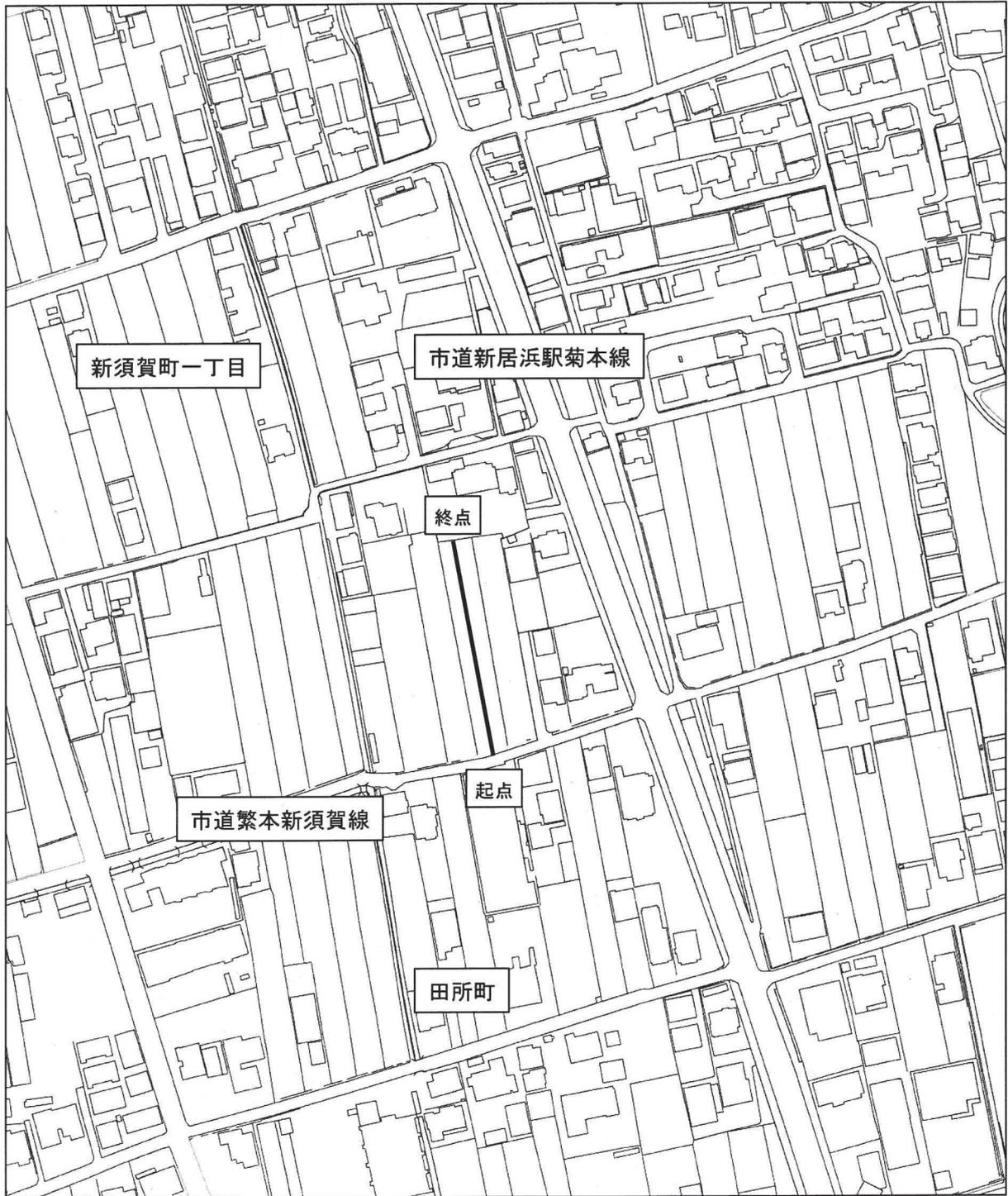
認定路線位置図

1 1 7 3 宇高町三丁目 8 番 2 号線



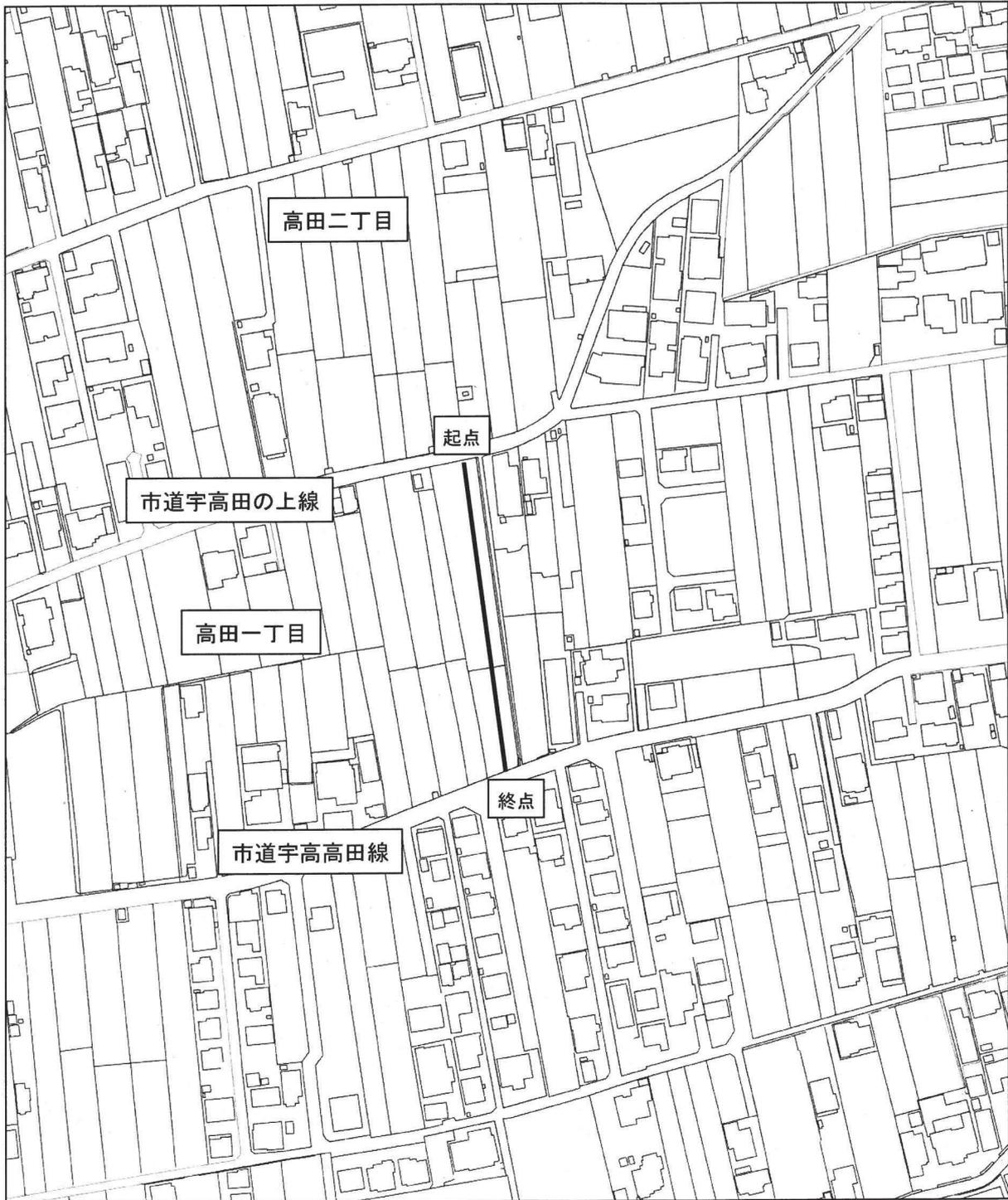
認定路線位置図

1174 新須賀町一丁目2番1号線



認定路線位置図

1175 高田一丁目7番1号線



認定路線位置図

1 1 7 6 庄内町二丁目 2 番 1 号線



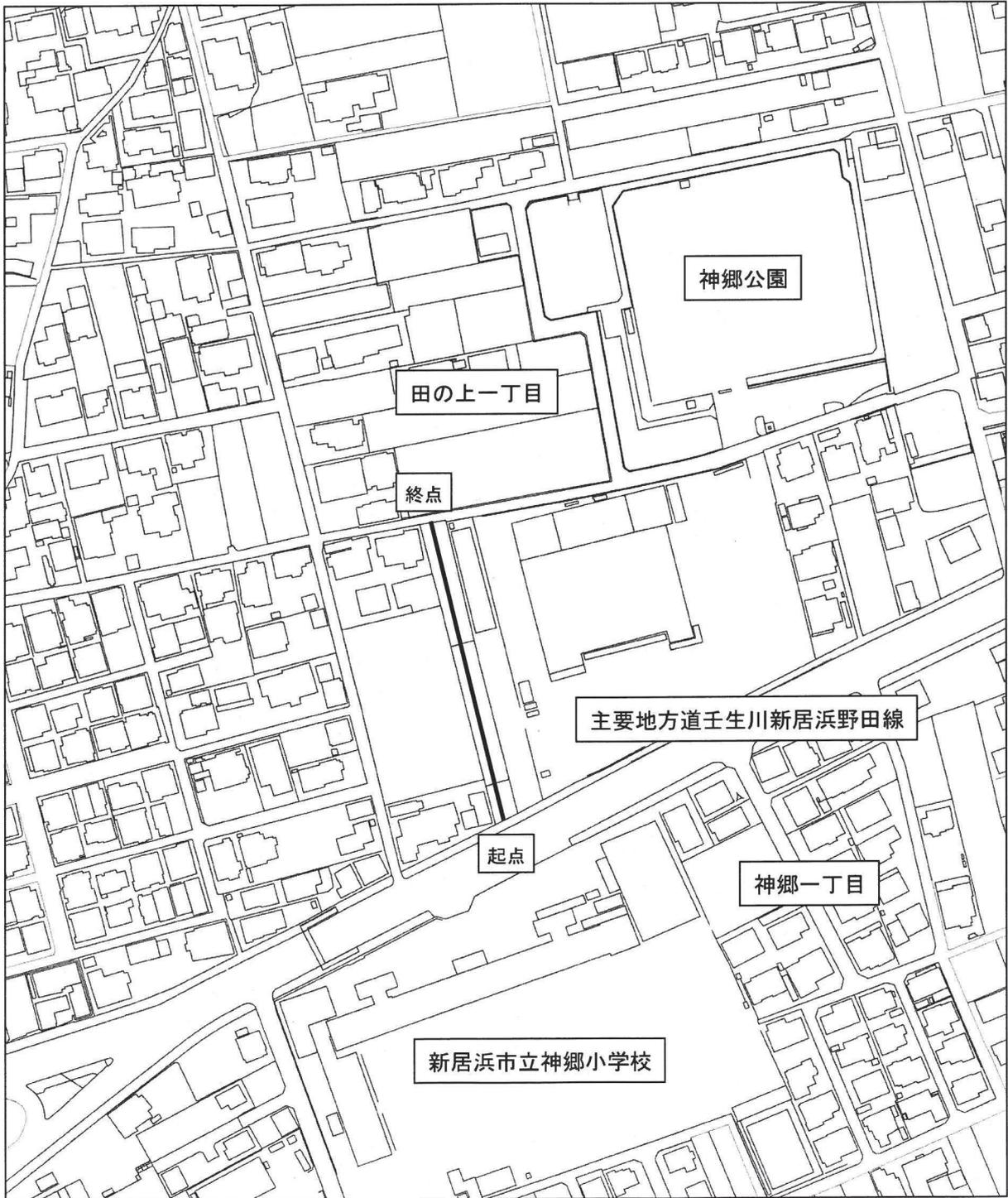
認定路線位置図

1177 種子川町1番1号線



認定路線位置図

1178 田の上一丁目4番1号線



認定路線位置図

1179 松木町4番1号線



議案第2号

工事請負契約の変更について

新居浜市庁舎大規模改修建築工事の請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

工事期間 令和5年9月22日から令和9年3月31日まで

提案理由

新居浜市庁舎大規模改修建築工事の請負契約について、工事期間を変更するため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第3号

工事請負契約の変更について

新居浜市庁舎大規模改修電気設備工事の請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

工事期間 令和5年9月22日から令和9年3月31日まで

提案理由

新居浜市庁舎大規模改修電気設備工事の請負契約について、工事期間を変更するため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第4号

工事請負契約の変更について

新居浜市庁舎大規模改修機械設備工事の請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

工事期間 令和5年9月22日から令和9年3月31日まで

提案理由

新居浜市庁舎大規模改修機械設備工事の請負契約について、工事期間を変更するため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第5号

第六次新居浜市長期総合計画基本構想の変更について

第六次新居浜市長期総合計画基本構想を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

第六次新居浜市長期総合計画基本構想

提案理由

第六次新居浜市長期総合計画基本構想を変更することについて、新居浜市議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決事件に関する条例（抜粋）

（議決すべき事件）

第2条 市長は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

議案第6号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第7号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成
27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 教育認定子ども

第3条第1号イ中「令第4条第1項第2号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成
26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第2号」に改め、同条第2
号中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じること等

による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第8号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第15条第1項第1号中「以下この号及び次号において」を「以下」に改める。

第25条中「第33条の10第1項各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携
型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の
2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条
第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第23号の改正規定は、令和8
年4月1日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園及び幼稚園における虐待行為に係る引用法令を改めること等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第9号

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間」を「支給単位期間」に、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」を「月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの

(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第21条第3項中「第10条第7項から第9項まで」を「第10条第8項から第10項まで」に改める。

提案理由

人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じて、駐車場等を利用する職員に対し通勤手当を支給する等のため、本案を提出する。

議案第10号

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和34年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が退職の日の翌日に同一の特別職の職員となった場合で、当該特別職の職員から申出があったときは、当該退職に係る退職手当は支給しない。

第3条第4項を次のように改める。

- 4 前条第2項の場合における当該特別職の職員の退職手当の額は、前3項の規定によりそれぞれの任期ごとに計算した額の合計額とし、在職期間については、引き続いて在職したものとみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の退職手当について、引き続いて同一の特別職の職員となった場合に在職期間を通算して支給することができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。

議 案 第 1 1 号

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「軽便消火器等」を「消火器等」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診
--------------------	--------------------

下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の項中「同項第3号」を「同条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児の健康診断の実施に関する基準を緩和するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第12号

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童支援員のみなし支援員に係る経過措置期間を延長するため、本案を提出する。

議案第13号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第5条の2を削る。

第10条の2を削る。

第11条の見出し中「市場開拓及び催物等事業」を「市場開拓事業」に改め、同条第1項中「市長は、中小企業団体が販路拡大のための物産の紹介及び各種見本市等の催物を実施したとき、又は」を「市長は、」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（デジタル技術導入事業に対する補助）

第12条の2 市長は、中小企業者が業務効率化又は生産性向上に資するデジタル技術を導入したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が50万円以上であったものとし、その補助金の額は10万円とする。

第13条を削る。

第13条の2第1項中「、中小企業者」を「、中小企業者等」に、「、ウェブサイト（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を利用する方法により求人を行ったとき、又は市外で開催される合同企業説明会等（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）に出展した」を「の事業を実施した」に、「当該中小企業者」を「当該中小企業者等」に改め、同条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「30万円」に改め、同項各号を削り、同条を第13条とする。

第14条の見出し中「労働環境改善事業」を「企業価値向上事業」に改め、同条第1項中「従業員の労働環境改善のための事業を行った」を「企業価値向上のための事業を実施した」に改め、同条第2項中「を受けることができるもの」を「の額」に、「経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該」を「経費のうち」に、「100分の10」を「100分の50」に、「500万円」を「30万円」に改める。

第15条を次のように改める。

（住宅環境整備事業に対する補助）

第15条 市長は、中小企業者が市長が別に定める従業員の住宅環境整備のための事業を実施したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、当該従業員1人につき月額2万円を限度とする。

3 第1項の補助金を交付する期間は、36月を限度とする。

附則第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、令和10年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の人材確保等を支援するため、本案を提出する。

議案第14号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「従業員（短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者をいう。別表において同じ。）を含み、技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する技能実習の在留資格をもって在留する外国人をいう。）を除く。次号において同じ。）」を「従業員」に改め、同条第7号及び第8号を次のように改める。

（7）正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結している従業員であって、常勤のものをいう。

（8）短時間労働者 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者をいう。

第2条中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9）技能実習生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する技能実習の在留資格をもって在留する外国人をいう。

第4条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第5条第3項中「前条第1項第9号」を「前条第1項第8号」に改める。

第7条第1項第1号中「5億円」を「10億円」に、「3億円」を「、5億円」に改め、同項第2号中「3,000万円」を「5,000万円」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条第1項ただし書中「1億円」を「5,000万円」に、「次項に規定する交付額を超える部分について、次年度以降」を「当該奨励金を10年以内の期間」に改め、同条第2項中「初年度」を「各年度」に、「1億円又は当該指定事業者に係る用地取得奨励金の額のいずれか高い額とし、次年度以降の交付額は、1億円」を「5,000万円又は当該指定事業者に係る奨励金の総額に100分の10を乗じて得た額のいずれか高い額」に改める。

附則第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表1の項を次のように改める。

1	企業立地促進奨励金	新規雇用従業員（短時間労働者を 含み、技能実習生を除く。以下 この項及び7の項において同 じ。）が20人（中小企業者に あっては、10人）以上のとき。	市が評価した額の100分の 5（中小企業者にあっては、 100分の10）以内の額	5億円
		新規雇用従業員が20人（中小企 業者にあっては、10人）未満の とき。	市が評価した額の100分の 2.8（中小企業者にあつて は、100分の5.6）以内 の額	

別表2の項中「新たな事業展開（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。）の中分類以上の変更をいう。）に伴う増設若しくは移転又は新設」を「新設」に、「1億円」を「5,000万円」に改め、同表3の項中「2億円」を「1億円」に改め、同表4の項中「交付要件額の100分の2」を「市が評価した額（家屋の取得に係るものに限る。）に、企業の立地に伴う建設工事に係る請負契約の金額の総額のうち交付要件額

の占める割合を乗じて得た額の100分の2.8」に改め、同表5の項を次のように改める。

5	雇用促進奨励金	企業の立地に伴い本市に転入した新規雇用従業員及び配置転換従業員（いずれも正規雇用従業員に限る。以下この項において同じ。）の合計数が3人（中小企業者にあつては、1人）以上のとき。	企業の立地に伴い本市に転入した新規雇用従業員及び配置転換従業員1人につき50万円	5,000万円
---	---------	--	--	---------

別表中6の項を削り、7の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7	ICT関連誘致奨励金	情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人以上のとき。	事業所開設に伴う土地及び家屋の月額賃借料（12月を限度とする。）並びに当該事業所開設に要する費用（改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が認めた費用をいう。）の合計額の100分の50以内の額	300万円
		情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人未満のとき。	事業所開設に伴う土地及び家屋の月額賃借料（12月を限度とする。）並びに当該事業所開設に要する費用（改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が認めた費用をいう。）の合計額の100分の30以内の額	100万円

別表中8の項を削り、9の項を8の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実施する事業並びに市と企業の立地に関する協定を締結した事業者が当該協定に基づき実施する事業（いずれも投下固定資産総額が30億円を超えるものに限る。）については、なお従前の例による。

提案理由

企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、令和10年度まで期間を延長するとともに、奨励金の交付要件等を改めることにより、企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大及び財政支出の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第15号

新居浜市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について

新居浜市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の2第2項第3号の規定に基づき、開発許可の基準の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第3条 法第33条第3項の規定により条例で緩和する政令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の法第 2 9 条第 1 項又は法第 3 5 条の 2 第 1 項の許可の申請（以下「許可の申請」という。）について適用し、同日前の許可の申請については、なお従前の例による。

提案理由

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の基準の緩和に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

議案第16号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項、第7条第2項及び第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第24条関係）

料金表

用途	基本水量、基本料金 (1月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)	
	家庭用	8立方メートルまで	1,450円	8立方メートルを超え10立方メートルまで

			10立方メートルを超え20立方メートルまで	150円
			20立方メートルを超え40立方メートルまで	195円
			40立方メートルを超えるもの	210円
業務用	8立方メートルまで	2,410円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	50円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	190円
			20立方メートルを超えるもの	210円
大口用	300立方メートルまで	53,500円	300立方メートルを超えるもの	210円
公衆浴場用	100立方メートルまで	13,800円	100立方メートルを超え300立方メートルまで	150円
			300立方メートルを超えるもの	155円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第6条、第7条第2項及び第35条第2項の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定及び次項の規定は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和8年10月1日前から継続して供給している水道の使用に係る水道料金のうち、同年10月分以後のものとして徴収する水道料金について適用し、同月分前のものとして徴収する水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

水道料金の額等を改定するため、及び災害等の非常時における給水装置工事の実施に関する特例を定めるため、本案を提出する。

議 案 第 1 7 号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村等の公共下水道を管理する者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第17条第2項の表を次のように改める。

区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	従量料金（排除汚水量1立方メートルにつき）	
一般汚水	8立方メートルまで	1,550円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	35円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	145円
			20立方メートルを超え50立方メートルまで	205円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	230円
			100立方メートルを超えるもの	245円
湯屋汚水	排除汚水量1立方メートルにつき			30円

附 則

（施行期日）

1 この条例中第6条にただし書を加える改正規定は公布の日から、第17条第2項の表の改正規定及び次項の規定は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条第2項の表の規定は、令和8年10月1日前から継続して使用している公共下水道の使用料のうち、同年10月分以後のものとして徴収する公共下水道の使用料について適用し、同月分前のもので徴収する公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

公共下水道の使用料の額等を改定するため、及び災害等の非常時における排水設備等の工事の実施に関する特例を定めるため、本案を提出する。

議案第18号

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

円	円	円
12,900	13,700	14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」を

「

円	円	円
13,340	14,170	15,000
11,670	12,500	13,340
10,000	10,840	11,670

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新居浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する公務災害補償に係る損害補償の補償基礎額等を改定するため、本案を提出する。

議案第19号

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第20号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第7号の次に次の1号を加える。

(7) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条の見出し及び同条第1項第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定める等のため、本案を提出する。

議案第20号

令和8年度 新居浜市一般会計予算

令和8年度新居浜市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,227,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 市税		20,893,936
	1. 市民税	8,125,525
	2. 固定資産税	10,214,924
	3. 軽自動車税	451,869
	4. 市たばこ税	833,414
	5. 入湯税	480
	6. 都市計画税	1,267,724
2. 地方譲与税		356,000
	1. 地方揮発油譲与税	51,000
	2. 自動車重量譲与税	206,000
	3. 森林環境譲与税	54,000
	4. 特別とん譲与税	45,000
3. 利子割交付金		45,000
	1. 利子割交付金	45,000
4. 配当割交付金		115,000
	1. 配当割交付金	115,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		191,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	191,000
6. 法人事業税交付金		363,000

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	1. 法人事業税交付金	363,000
7. 地方消費税交付金		3,137,000
	1. 地方消費税交付金	3,137,000
8. ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	30,000
9. 地方特例交付金		174,000
	1. 地方特例交付金	174,000
10. 地方交付税		5,402,000
	1. 地方交付税	5,402,000
11. 交通安全対策特別交付金		8,900
	1. 交通安全対策特別交付金	8,900
12. 分担金及び負担金		316,241
	1. 負担金	316,241
13. 使用料及び手数料		683,501
	1. 使用料	431,188
	2. 手数料	252,313
14. 国庫支出金		9,851,508
	1. 国庫負担金	8,052,437
	2. 国庫補助金	1,774,039

歳入歳出予算

（歳入）

千円

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	3. 委託金	25,032
15. 県支出金		4,466,338
	1. 県負担金	3,039,832
	2. 県補助金	1,128,443
	3. 委託金	298,063
16. 財産収入		70,993
	1. 財産運用収入	25,293
	2. 財産売却収入	45,700
17. 寄附金		831,000
	1. 寄附金	831,000
18. 繰入金		921,165
	1. 基金繰入金	921,165
19. 繰越金		900,000
	1. 繰越金	900,000
20. 諸収入		1,542,889
	1. 延滞金、加算金及び過料	7,001
	2. 市預金利子	1,972
	3. 貸付金元利収入	811,771
	4. 雑入	708,150

歳入歳出予算

（歳入）

千円

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	5. 受託事業収入	13,995
21. 市債		4,928,100
	1. 市債	4,928,100
歳入合計		55,227,571

歳入歳出予算

（歳入）

千円

歳入歳出予算 (歳出)

歳出

千円

款	項	金額
1. 議会費		353,362
	1. 議会費	353,362
2. 総務費		4,766,425
	1. 総務管理費	3,770,315
	2. 徴税費	475,442
	3. 戸籍住民基本台帳費	350,103
	4. 選挙費	108,472
	5. 統計調査費	16,724
	6. 監査委員費	45,369
3. 民生費		23,771,150
	1. 社会福祉費	10,934,915
	2. 児童福祉費	10,619,840
	3. 生活保護費	2,216,395
4. 衛生費		3,873,524
	1. 保健衛生費	1,420,120
	2. 清掃費	2,453,404
5. 労働費		240,610
	1. 労働諸費	240,610
6. 農林水産業費		787,972

歳入歳出予算

(歳出)

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
	1. 農業費	543,056
	2. 林業費	163,853
	3. 水産業費	81,063
7. 商工費		1,327,598
	1. 商工費	1,327,598
8. 土木費		4,781,083
	1. 土木管理費	455,786
	2. 道路橋りょう費	953,646
	3. 河川費	257,386
	4. 港湾費	472,541
	5. 都市計画費	2,251,905
	6. 住宅費	389,819
9. 消防費		2,011,993
	1. 消防費	2,011,993
10. 教育費		8,392,841
	1. 教育総務費	1,271,151
	2. 小学校費	2,883,809
	3. 中学校費	1,457,748
	4. 幼稚園費	266,297

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
	5. 社会教育費	1,020,263
	6. 保健体育費	1,493,573
11. 災害復旧費		30,000
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,000
12. 公債費		4,881,013
	1. 公債費	4,881,013
13. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳出合計		55,227,571

歳入歳出予算

（歳出）

千円

第2表 債務負担行為

千円

事 項	期 間	限 度 額
電話交換機等のリースに要する経費	令和9年度から令和13年度まで	25,959
統一地方選挙ポスター掲示場設置、保守および撤去業務等に要する経費	令和9年度	17,504
新居浜市医師確保奨学金貸付金（R8）	令和9年度から令和13年度まで	12,000
新居浜市歯科衛生士確保奨学金貸付金（R8）	令和9年度から令和10年度まで	2,400

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
港湾建設事業	158,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 5.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営住宅整備事業	119,200			
社会資本整備事業	557,300			
社会福祉施設整備事業	20,400			
防災対策事業	2,879,800			
一般廃棄物処理事業	283,600			
過疎対策事業	71,600			
教育施設等整備事業	560,200			
林業振興事業	16,000			
デジタル活用推進事業	11,400			
行政改革推進債	249,800			
計	4,928,100	—	—	—

議案第21号

令和8年度 新居浜市渡海船事業特別会計予算

令和8年度新居浜市渡海船事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 事業収入		12,564
	1. 事業収入	12,564
2. 諸収入		364
	1. 雑入	364
3. 国庫支出金		58,236
	1. 国庫補助金	58,236
4. 県支出金		49,358
	1. 県補助金	49,358
5. 繰入金		93,997
	1. 一般会計繰入金	93,997
歳入合計		214,519

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		214,519
	1. 総務管理費	214,519
歳出合計		214,519

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第22号

令和8年度 新居浜市平尾墓園事業特別会計予算

令和8年度新居浜市平尾墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		25,175
	1. 使用料	17,438
	2. 手数料	7,737
2. 諸収入		24
	1. 雑入	24
歳入合計		25,199

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 墓園管理費		25,199
	1. 墓園管理費	25,199
歳出合計		25,199

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第23号

令和8年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度新居浜市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,613,231千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,305,179
	1. 国民健康保険料	1,305,179
2. 一部負担金		1
	1. 一部負担金	1
3. 使用料及び手数料		750
	1. 手数料	750
4. 繰入金		1,040,474
	1. 一般会計繰入金	1,040,473
	2. 基金繰入金	1
5. 諸収入		63,500
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,500
	2. 雑入	61,000
6. 県支出金		8,203,325
	1. 県補助金	8,203,325
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
歳入合計		10,613,231

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		249,295
	1. 総務管理費	209,323
	2. 国民健康保険団体連合会負担金	7,217
	3. 保険料徴収費	22,327
	4. 運営協議会費	400
	5. 医療費適正化特別対策事業費	10,028
2. 保険給付費		8,016,021
	1. 療養諸費	6,870,265
	2. 高額療養費	1,121,897
	3. 葬祭諸費	3,400
	4. 移送費	450
	5. 出産育児諸費	20,009
3. 保健事業費		114,989
	1. 保健事業費	23,383
	2. 特定健康診査等事業費	91,606
4. 諸支出金		72,251
	1. 一部負担金	1
	2. 償還金及び還付加算金	72,250
5. 国民健康保険事業費納付金		2,099,120

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
	1. 医療給付費分	1,408,572
	2. 後期高齢者支援金等分	497,454
	3. 介護納付金分	153,894
	4. 子ども・子育て支援金分	39,200
6. 基金積立金		61,555
	1. 基金積立金	61,555
歳出合計		10,613,231

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第24号

令和8年度 新居浜市介護保険事業特別会計予算

令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,688,465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 保険料		2,513,098
	1. 介護保険料	2,513,098
2. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
3. 国庫支出金		3,699,947
	1. 国庫負担金	2,550,698
	2. 国庫補助金	1,149,249
4. 支払基金交付金		3,831,566
	1. 支払基金交付金	3,831,566
5. 県支出金		2,014,710
	1. 県負担金	1,915,569
	2. 県補助金	99,141
6. 繰入金		2,626,488
	1. 一般会計繰入金	2,236,407
	2. 基金繰入金	390,081
7. 諸収入		2,156
	1. 延滞金、加算金及び過料	545
	2. 雑入	1,611
歳入合計		14,688,465

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		266,364
	1. 総務管理費	132,011
	2. 徴収費	16,476
	3. 介護認定審査会費	110,450
	4. 計画策定委員会費	7,427
2. 保険給付費		13,742,358
	1. 介護、介護予防サービス等諸費	13,498,309
	2. 特定入所者介護サービス等費	244,049
3. 諸支出金		5,745
	1. 償還金及び還付加算金	5,745
4. 地域支援事業費		673,998
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	408,952
	2. 一般介護予防事業費	39,997
	3. 包括的支援事業費	184,763
	4. 任意事業費	38,986
	5. その他諸費	1,300
歳出合計		14,688,465

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第25号

令和8年度 新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,679,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		1,818,209
	1. 後期高齢者医療保険料	1,818,209
2. 使用料及び手数料		20
	1. 手数料	20
3. 繰入金		738,356
	1. 一般会計繰入金	738,356
4. 繰越金		120,000
	1. 繰越金	120,000
5. 諸収入		2,838
	1. 延滞金、加算金及び過料	101
	2. 償還金及び還付加算金	2,735
	3. 雑入	2
歳入合計		2,679,423

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		69,592
	1. 総務管理費	53,951
	2. 徴収費	15,641
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,607,086
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,607,086
3. 諸支出金		2,745
	1. 償還金及び還付加算金	2,745
歳出合計		2,679,423

歳入歳出予算

（歳出）

千円

令和8年度 新居浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度新居浜市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	55,977 戸
(2) 年間給水量	12,006,703 m ³
1日平均給水量	32,895 m ³
(3) 建設改良事業	1,665,895 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,519,735 千円
第1項 営業収益	2,249,240 千円
第2項 営業外収益	270,492 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,999,806 千円
第1項 営業費用	1,910,901 千円
第2項 営業外費用	82,605 千円
第3項 特別損失	3,300 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,506,298千円は、過年度分損益勘定留保資金13,304千円、当年度分損益勘定留保資金614,073千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金550,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額128,921千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	457,700 千円
第1項 企業債	300,000 千円
第2項 分担金	87,700 千円
第3項 国庫支出金	70,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,963,998 千円
第1項 建設改良費	1,665,895 千円
第2項 企業債償還金	298,103 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	清住浄水処理施設電気設備更新事業(その2)	120,000	8	0
				9	120,000
				計	120,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額(千円)
水道施設伝送設備改修業務	令和9年度から令和10年度まで	262,300

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 300,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和8年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 5.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 411,902 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和8年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度新居浜市工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	3 事業所
(2) 年間総給水量	14,912,000 m ³
1日平均給水量	46,600 m ³
(3) 建設改良事業	328,355 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	247,126 千円
第1項 営業収益	234,809 千円
第2項 営業外収益	12,317 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	199,496 千円
第1項 営業費用	170,490 千円
第2項 営業外費用	27,006 千円
第3項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 169,985千円は、過年度分損益勘定留保資金 55,398千円、当年度分損益勘定留保資金39,608千円、建設改良積立金50,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額 24,979千円 で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	173,910 千円
第1項 企業債	100,000 千円
第2項 国庫支出金	41,100 千円
第3項 長期貸付金償還金	32,810 千円

支 出

第1款 資本的支出	343,895 千円
第1項 建設改良費	328,355 千円
第2項 企業債償還金	15,540 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	千円 100,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和8年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 5.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費

22,635 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和8年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度新居浜市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水処理戸数	33,680 戸
(2) 年間総処理水量	8,483,000 m ³
1日平均処理水量	23,241 m ³
(3) 建設改良事業	1,749,264 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,078,200 千円
第1項 営業収益	2,596,045 千円
第2項 営業外収益	1,482,135 千円
第3項 特別利益	20 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	4,003,793 千円
第1項 営業費用	3,416,523 千円
第2項 営業外費用	581,270 千円
第3項 特別損失	3,000 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,782,353千円は、過年度分損益勘定留保資金519,582千円、当年度分損益勘定留保資金1,026,628千円、減債積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 86,143千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,284,491 千円
第1項 企業債	1,359,600 千円
第2項 出資金	265,000 千円
第3項 負担金	30,300 千円
第4項 国庫支出金	629,591 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,066,844 千円
第1項 建設改良費	1,749,264 千円
第2項 企業債償還金	2,284,769 千円
第3項 長期借入金償還金	32,811 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	江の口雨水ポンプ場 改築事業	390,000	8	120,000
				9	270,000
				計	390,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,359,600	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和8年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 194,328 千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、292,053千円である。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028,146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,604,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		6,271,350	665,445	6,936,795
	1. 地方交付税	6,271,350	665,445	6,936,795
15. 国庫支出金		11,822,270	253,457	12,075,727
	1. 国庫負担金	7,790,683	181,870	7,972,553
	2. 国庫補助金	4,004,634	71,587	4,076,221
16. 県支出金		4,192,328	76,396	4,268,724
	1. 県負担金	2,914,790	69,746	2,984,536
	2. 県補助金	861,773	6,650	868,423
17. 財産収入		65,960	20,795	86,755
	1. 財産運用収入	25,528	20,795	46,323
18. 寄附金		749,216	8,386	757,602
	1. 寄附金	749,216	8,386	757,602
19. 繰入金		1,263,892	△17,433	1,246,459
	1. 基金繰入金	1,263,892	△17,433	1,246,459
22. 市債		4,264,400	21,100	4,285,500
	1. 市債	4,264,400	21,100	4,285,500
歳入合計		56,575,912	1,028,146	57,604,058

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,513,830	630,461	7,144,291
	1. 総務管理費	5,363,760	638,837	6,002,597
	3. 戸籍住民基本台帳費	352,556	△8,376	344,180
3. 民生費		23,771,244	365,537	24,136,781
	1. 社会福祉費	11,016,547	188,900	11,205,447
	2. 児童福祉費	10,617,938	86,287	10,704,225
	3. 生活保護費	2,136,759	90,350	2,227,109
4. 衛生費		5,379,286	△114,673	5,264,613
	1. 保健衛生費	1,508,008	△98,849	1,409,159
	2. 清掃費	3,634,429	△15,824	3,618,605
6. 農林水産業費		769,072	16,535	785,607
	1. 農業費	497,070	16,431	513,501
	2. 林業費	189,440	104	189,544
7. 商工費		2,132,275	25,299	2,157,574
	1. 商工費	2,132,275	25,299	2,157,574
8. 土木費		4,734,333	49,452	4,783,785
	1. 土木管理費	423,932	1,044	424,976
	2. 道路橋りょう費	1,034,368	46,588	1,080,956

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 港湾費	524,823	10,600	535,423
	5. 都市計画費	2,299,701	△8,780	2,290,921
9. 消防費		2,132,381	8,103	2,140,484
	1. 消防費	2,132,381	8,103	2,140,484
10. 教育費		5,483,192	47,432	5,530,624
	1. 教育総務費	1,272,860	15,287	1,288,147
	2. 小学校費	1,027,005	24,000	1,051,005
	5. 社会教育費	1,024,538	5,129	1,029,667
	6. 保健体育費	1,367,043	3,016	1,370,059
歳出合計		56,575,912	1,028,146	57,604,058

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

第2表 継続費補正

変 更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	南消防署及び消防指令センター整備事業	253,731	令和6年度	75,460	171,108	令和6年度	75,460
				令和7年度	24,500		令和7年度	24,500
				令和8年度	153,771		令和8年度	71,148
10 教育費	2 小学校費	金子小学校整備事業	1,860,000	令和7年度	125,000	1,860,000	令和7年度	16,000
				令和8年度	1,200,000		令和8年度	812,900
				令和9年度	535,000		令和9年度	487,200
							令和10年度	543,900

第3表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市史編さん事業費	5,810
		こども・子育て複合施設整備事業	23,170
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業費	14,404
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤整備等事業	80,666
		地域介護・福祉空間整備等事業	28,959
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健推進費	6,210
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	6,400
		ため池等整備事業	48,797
	2 林業費	別子山地区林道等開設事業	19,300
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	15,796
7 商工費	1 商工費	新居浜市新製品・新技術開発支援事業費	2,000
		中小企業DX促進支援事業費	2,000

千円

款	項	事業名	金額		
8	土木費	2 道路橋りょう費	トンネル長寿命化事業	1,365	
			新居浜東港線側道整備事業	21,227	
			市役所周辺道路整備事業	18,000	
			橋りょう長寿命化事業	164,669	
			自転車通行空間整備事業	6,392	
			上部東西線改良事業(地方道)	67,953	
	4	港湾費	港湾施設改修事業	47,412	
			単独港湾施設改修事業	13,850	
			港湾・海岸補修事業	14,563	
	5	都市計画費	上部東西線改良事業(街路)	167,486	
			宇高西筋線改良事業(街路)	125,141	
			公園整備事業	10,000	
			公園長寿命化対策事業	35,331	
			滝の宮公園リニューアル事業	31,856	
	6	住宅費	市営住宅改善事業	92,923	
			公営住宅建替推進事業	40,530	
	9	1	消防費	消防自動車整備事業	76,058
	10	2	教育費	金子小学校整備事業	155,063

第4表 債務負担行為補正

変更

千円

事 項	変 更 前	変 更 後
仮設校舎のリースに要する経費	期 間 令和8年度から令和9年度まで	期 間 令和8年度から令和11年度まで
	限 度 額 55,413	限 度 額 75,624

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾建設事業	千円 159,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 169,900	補正前に同じ	%	年 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
公営住宅整備事業	137,200				137,200				
社会資本整備事業	557,500				561,400				
社会福祉施設整備事業	112,700				91,600				
防災対策事業	1,384,600				1,392,500				
一般廃棄物処理事業	1,057,600				1,057,600				
過疎対策事業	79,800				79,800				
教育施設等整備事業	420,100				445,200				
林業振興事業	14,200				14,200				
デジタル活用推進事業	6,500				6,500				
行政改革推進債	334,300				329,600				
計	4,264,400				—				

議案第30号

令和7年度 新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 墓園管理費		21,841	174	22,015
	1. 墓園管理費	21,841	174	22,015
歳出合計		26,263	174	26,437

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

議案第31号

令和7年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,392,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

議案第32号

令和7年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,979,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		2,639,036	170	2,639,206
	1. 介護保険料	2,639,036	170	2,639,206
3. 国庫支出金		3,532,093	1,954	3,534,047
	2. 国庫補助金	1,094,892	1,954	1,096,846
5. 県支出金		1,917,792	141	1,917,933
	2. 県補助金	96,173	141	96,314
6. 繰入金		2,236,997	1,813	2,238,810
	1. 一般会計繰入金	2,143,086	1,813	2,144,899
8. 財産収入		0	3,054	3,054
	1. 財産運用収入	0	3,054	3,054
歳入合計		13,972,247	7,132	13,979,379

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		245,053	3,344	248,397
	1. 総務管理費	120,693	3,344	124,037
4. 地域支援事業費		659,084	734	659,818
	4. 任意事業費	36,995	734	37,729
5. 基金積立金		7,644	3,054	10,698
	1. 基金積立金	7,644	3,054	10,698
歳出合計		13,972,247	7,132	13,979,379

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

令和7年度 新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度新居浜市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,703,465 千円	51,000 千円	1,754,465 千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,558,634千円は、過年度分損益勘定留保資金93,795千円、当年度分損益勘定留保資金583,303千円、減債積立金150,000千円、建設改良積立金600,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額131,536千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,609,634千円は、過年度分損益勘定留保資金97,689千円、当年度分損益勘定留保資金575,773千円、減債積立金150,000千円、建設改良積立金650,000千円、消費税資本的収支調整額136,172千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,017,269 千円	51,000 千円	2,068,269 千円
第1項 建設改良費	1,703,465 千円	51,000 千円	1,754,465 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 300,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 補正前に同じ	補正前に同じ	年 5.0 % 以 内	補正前に同じ

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和7年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(継続費の補正)

第2条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的 支出	建設改 良費	港町雨水 ポンプ場 改築事業	1,961,000	5	210,000	1,667,000	5	210,000
				6	260,000		6	260,000
				7	650,000		7	650,000
				8	841,000		8	547,000
				計	1,961,000		計	1,667,000

(企業債の補正)

第3条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)第6条に定めた起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 1,681,100	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政 並びに融資機関の都合 により起債前借り又は翌 年度に繰越し借入れす ることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件 による。 ただし、必要に応じ、 据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低 利に借換えることが できる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 補正前 に同じ	補正前に同じ	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	補正前に同じ

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

議案第35号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第7条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。

以下同じ。)

第7条の3第1号イ中「同法」を「高齢者医療確保法」に、「並びに」を「、」に、「介護納付金」を「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」に改め、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第10条の2中「66万円」を「67万円」に改める。

第11条の4第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の5の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の5の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第16条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第12条の5の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第12条の5の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第12条の5の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（1）所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第12条の5の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

（2）被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

（3）18歳以上被保険者均等割 第12条の5の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

（4）世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまで

に定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の5の6 第12条の5の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条第1項中「若しくは第11条の2」を「、第11条の2若しくは第12条の5の3」に、「又は1世帯に属する被保険者が」を「又は」に、「、第12条の2の額、」を「若しくは第12条の2の額又は」に、「額又は」を「額若しくは同条第5項各号に定める額、」に、「同条第3項の」を「同条第3項又は第4項の」に、「若しくは第4項（同条第6項」を「に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項」に、「額の」を「額若しくは第16条の5第1項に定める額の」に改め、同条第2項中「若しくは第11条の2の額、第12条の2の額、」を「、第11条の2、第12条の2若しくは第12条の5の3の額又は」に、「又は」を「若しくは同条第5項各号に定める額、」に、「若しくは第4項」を「に定める額、同条第5項に定める額若しくは第16条の5第1項」に改める。

第16条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」を「第3号並びに第5項」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第2項中「額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当た

り軽減額)」を「額」に、「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」）」を「額」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の5の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保

険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の

保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第12条の5の5第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条の5の5第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第16条の2中「及び前条第1項」を「、第11条の3、第12条の3及び第12条の5の4並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第16条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「第11条の4」を「第11条の4」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第12条の5の5」と、第2項中「第10条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

第16条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第12条の5の5」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、第6項中「第10条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

第16条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「（第5項）」を「（第6項）」に改め、同項第1号及び同条第2項中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条

第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「17万円」を「17万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「26万円」を「26万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第12条の5の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第16条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第12条の5の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

第16条の4の次に次の1条を加える

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第16条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保

険者均等割額は、第12条の5の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第12条の5の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加するため、並びに保険料の基礎賦課限度額及び軽減措置の判定基準を改めるとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。